

「沖縄集団自決冤罪訴訟」の第1審判決（大阪地裁）は不当であり、 大阪高裁に丁寧で、厳正な審理を求める要請書

平成20年（ネ）第1226号 出版差止等請求控訴事件
（原審 大阪地方裁判所 平成17年（ワ）第7696号）

平成20年3月28日、大阪地方裁判所において、本件裁判に関して原告の請求が棄却される判決が出されました。判決は、法解釈、事実認定のどちらにおいても、不当なものであり、貴大阪高等裁判所において裁判長に丁寧で、厳正な、歴史の審判に耐える判決を示していただくことを求めます。

過ぐる大戦末期の沖縄戦において、座間味、渡嘉敷両島で起こった島民の痛ましい「集団自決」に関して、最近の歴史研究成果によれば日本軍による島民への自決命令は無かった事は明らかになっています。樺太真岡の女子電信員たちの壮絶な自決も、最初は軍命によるとされていましたが、今はそうでなかった事が明らかになっています。軍命無きところでの住民自決は枚挙にいとまがありません。

沖縄集団自決冤罪訴訟とは、海上挺身隊（特攻隊）の戦隊長として両島に赴任した 座間味島戦隊長 梅澤裕氏（90才）と、同じく渡嘉敷島戦隊長であった故 赤松嘉次氏の弟、赤松秀一氏が、島民に自決命令を出したとされ、名誉を毀損され続けた事に対して、名誉回復をかけて、大江健三郎氏、及び、岩波書店を訴えている裁判であり、私どもは両名を支援しています。そもそも戦闘地において日本軍が国民に自決の軍命を出した例はどこにもないと認識しております。

平成20年3月28日、大阪地裁の判決は、「（大江氏の）沖縄ノートでは原告梅澤及び赤松大尉の氏名を明示していないが、引用された文献、新聞報道等でその同定は可能である」と同定性を認める判決で、当方の訴えが採用され、被告の訴えは退けられました。同時に「自決命令の伝達経路等が判然としないため、本件各書籍に記載されたとおりの自決命令それ自体まで認定することには躊躇を禁じ得ない」と裁判官の認識を示してもいます。そうであれば当方が全面敗訴するとは普通考えられないのですが、結果は「原告らの請求はいずれも棄却する」という大変不当な判決でありました。

貴裁判所においては、一審の法解釈、事実認定の誤りを正され、丁寧で厳正な審理をしてくださることを切に望みます。また、司法の力によって、名誉を毀損され続けて生涯を送った日本国民の人権を守り、世界に向けて我が司法のプライドを示すことができるような、歴史の審判に耐える審理をされ、我が国権を内外に明示していただくことを強く望みます。

氏名	住所

〒530-0047 大阪市北区天満 2-1-10 大阪高等裁判所 第4民事部八係 御中

沖縄集団自決冤罪訴訟を支援する会 昭和史研究所 自由主義史観研究会 靖国応援団
関西戦中派の会 大阪の教育を正す府民の会 大和心のつどひ 宗教教育研究会
大阪読書研究会 関西自由主義史観研究会 大阪教育連盟 大阪ビジョンの会
大阪新樹会 新しい歴史教科書をつくる会大阪 日本教育再生機構兵庫県協議会 他

沖縄集団自決冤罪訴訟を支援する会事務局
連絡先 569-0855 大阪府高槻市牧田町 7-55-107 吉田方